

9) 中間連結財務諸表作成の基本となる事項

1. 当社の中間連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計原則（会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会基準書等）に基づいて作成されております。

(1) 市場性のある有価証券

米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」を適用しております。

(2) たな卸資産

たな卸資産の評価は低価法により、また原価は主として平均法により計算しております。

(3) 減価償却方法

有形固定資産の減価償却費の計算は、日本国内に存する資産及び一部の海外子会社が所有する資産については主として定率法により、またその他の海外子会社が所有する資産については定額法により計算しております。

(4) 税金

所得税等の会計処理は、会計上の資産及び負債と税務上のそれらとの差額、並びに税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に係る将来の税効果額を、繰延税金資産または負債として認識する資産負債法により行っております。

(5) 金融派生商品

米国財務会計基準審議会基準書第133号「金融派生商品とヘッジ活動の会計」及び同基準書第138号「金融派生商品とヘッジ活動の会計（基準書第133号の修正）」を適用しております。

(6) 営業権及びその他の無形資産

米国財務会計基準審議会基準書第141号「企業結合」、及び同基準書第142号「営業権及びその他の無形資産」を適用しております。

2. 2003年9月30日現在の連結子会社は、国内20社、海外52社の計72社、持分法適用会社は、国内5社、海外3社の計8社です。

3. 包括利益は、当期純利益にその他の包括利益を加えたものであり、その他の包括利益には外貨換算調整額、最低年金債務調整額及び有価証券未実現評価損益の増減額が含まれます。前期中間期、並びに当期中間期の中間純利益、その他の包括利益（損失）及び包括利益（損失）は次のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	期 当 期 中 間 期 (2003.4.1 ~ 2003.9.30)	前 期 中 間 期 (2002.4.1 ~ 2002.9.30)
中 間 純 利 益	19,257	4,645
その他の包括利益（損失）- 税効果調整後		
内訳： 外貨換算調整額	14,709	15,542
最低年金債務調整額	8,296	2,600
有価証券未実現評価益（損）	33	1,959
包 括 利 益 （ 損 失 ）	12,877	15,456

4. 当期中間期より適用の新会計基準

(1)複数の製品・サービスを提供する取引における収益の認識

2002年11月に、米国財務会計基準審議会は発生問題専門委員会基準書 00-21「複数の製品・サービスを提供する取引における収益の認識」について合意に至りました。基準書 00-21は、複数の製品・サービスや資産使用権等を提供する場合の取引を、いつ、どのように会計処理するかについて規定しています。当社は、2003年7月1日をもって基準書 00-21を適用しましたが、当基準書の適用による当社の連結上の財政状態、並びに経営成績への重要な影響はありません。

(2)変動持分事業体の連結

2003年1月に、米国財務会計基準審議会は解釈指針第46号「変動持分事業体の連結、会計調査広報第51号の解釈」を公表しました。解釈指針第46号は、変動持分事業体の主たる受益者による連結について規定しております。解釈指針第46号は、2003年1月31日以降に設立、または取得した変動持分事業体について適用されます。2003年2月1日以降、この基準を適用すべき新たに設立もしくは取得した変動持分事業体はありません。2003年1月31日以前に設立もしくは取得した変動持分事業体については、2003年12月31日までにこの基準を適用しなければなりません、当社の連結財務諸表への影響は現在検討中です。